

令和6年度 介護助手の募集支援事業 参加施設等応募要領

1 目的

地域の元気な高齢者や若者、女性など多様な人材を介護助手として雇用し、補助業務を任せすることで、介護職員の負担軽減を図り、専門的な介護業務に専念できる環境を作り、介護人材の確保・定着とサービスの質の向上につなげる。

2 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 対象

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられており、今後新たに介護助手の採用を希望する県内の施設・事業所（以下「施設等」という）で、事業実施後、アンケートやヒアリングにご協力いただける施設等

4 介護助手の募集支援の内容

介護助手募集の折込広告（福島民報新聞及び福島民友新聞等）を作成します。令和6年度は3回（第1回：6月、第2回：10月、第3回：1月）の発行を予定しています。

※今回の募集は「第1回 6月発行分」です。

支援の内容	施設等実施内容
<p>① 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて、求人票の作成、申請（登録）を支援します。施設等の求人を取りまとめ、6月に折込広告を作成、発行します。</p> <p>② その他、様々な媒体を利用し介護助手の募集について広報支援を行います。</p> <p>③ 応募者からのお問い合わせに対応し、適宜、各施設等へお繋ぎします。</p>	<p>① 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて求人票を作成し申請（登録）します。</p> <p>② 広告の配布やホームページを活用した周知などをご検討ください。</p> <p>③ 随時、応募者からのお問い合わせや施設見学等へのご対応をお願いします。</p>

参考：令和5年度 第1回 6月発行紙 表面



各施設よりご提出いただいた求人情報を掲載します。

例：施設名、時給、勤務時間など

5 介護助手について

- (1) 年齢や性別、介護に関する経験や資格の有無を問わず地域の元気な高齢者や若者、女性などの多様な人材を対象とします。
- (2) 介護助手の業務内容は、介護福祉士などの資格者の補助的な業務とし、原則として食事介助や入浴介助などの専門的な知識や技術を必要とする業務は対象外です。
- (3) 各施設等が直接雇用し、労働関係各法に基づいた雇用管理が必要です。
- (4) 介護助手は法令上必要な人員配置基準には算入できません。

6 参加申込について

(1) 申込方法

以下の URL または二次元バーコードより申込フォーム（Google フォームを使用）にアクセスの上、必要事項を入力し、お申込みください。後日、本会より決定通知をお送りします。なお、福島県福祉人材センターホームページの『お知らせ > 事業所の方向け』においてもリンク先を貼付しますので、ご活用ください。

URL : <https://forms.gle/NiFb8SfTViYRPEkt8>



申込フォーム

(2) 申込締切

令和6年4月26日（金）

7 「介護助手導入のための資料」について

介護助手導入時にお役立ていただける資料を福祉人材センターホームページ上で公開しております。導入時の体制整備や業務内容の整理に、ぜひご活用ください。

(1) 閲覧方法

福島県福祉人材センターホームページ上
『お知らせ > お仕事 Library』に掲載しております。

(2) 内容

- ①介護助手導入の手引き（PDF）
- ②介護助手導入動画（YouTube）
 - I. 機能分化の意義とポイント
 - II. 介護助手採用までの準備
 - III. 介護助手採用に対する就職支援
- ③業務切り分けチェックリスト（Excel）
- ④「介護助手」導入の効果検証調査報告書



介護助手導入資料

8 お問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材課（^{へつぎ}戸次・池澤）

住 所 960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地

T E L 024 (521) 5662 F A X 024 (521) 5663

E-mail jinzai@fukushimakenshakyu.or.jp



人材センターホームページ